

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 7 月

砂川市

目 次

I	はじめに	2
1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
2	砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について	2
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
3	発生段階	7
4	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	9
5	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	10
6	対策推進のための役割分担	12
7	市行動計画の主要7項目	15
1)	実施体制	15
2)	サーベイランス・情報収集	18
3)	情報提供・共有	18
4)	予防・まん延防止	20
5)	予防接種	20
6)	医療	24
7)	市民生活及び地域経済の安定の確保	25
III	各段階における対策	26
1	未発生期	27
2	海外発生期	31
3	国内発生早期（道内未発生期、道内発生早期）	34
4	国内感染期（道内感染期）	38
5	小康期	42
	(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	44
	用語解説	46

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中にもその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

2 砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

市は、特措法第8条に基づき、政府が作成した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日）（以下「政府行動計画」という。）及び北海道が作成した「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成25年10月31日）（以下「道行動計画」という。）を基本とし、「砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成するものであります。

市行動計画は、本市における新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や実施する措置等を定めるとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではありませんが、政府行動計画及び道行動計画において関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応について、参考として示していることから、本市としてもこれらの考えを踏まえながら対応に取り組むものとしします。

市行動計画は、政府や道が新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ改定する政府行動計画や道行動計画に対応して、必要な変更を行うこととしします。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能であるとしています。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねないものであり、医療提供のキャパシティ（許容量）を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け対策を講じていく必要があるとしており、本市においても、国や道と緊密に連携し、国と同様に次の2点を主たる目的として対策を講じていきます。

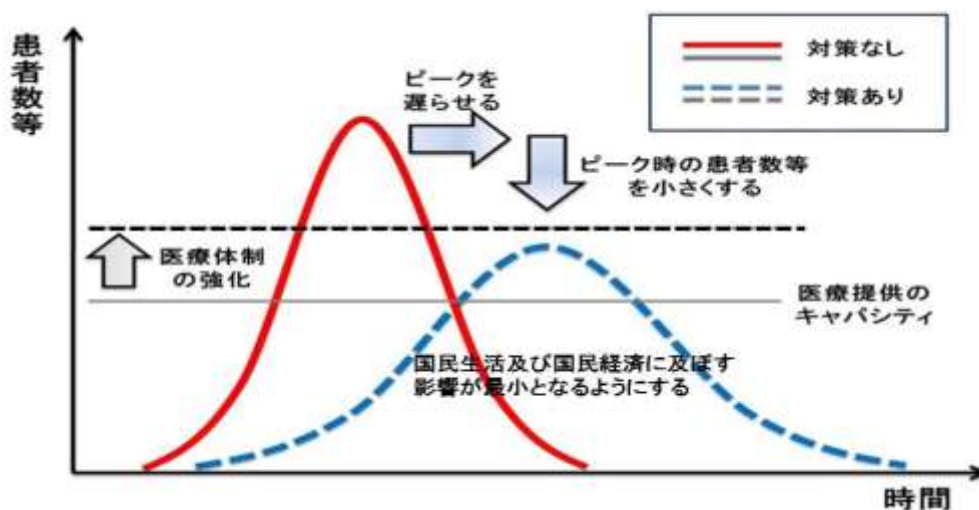
1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- 市内での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らします。
- 道、市、指定（地方）公共機関ほか関係機関が業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

[対策効果の概念図（政府行動計画抜粋）]



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないとしています。また、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとしています。

国としては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立するとしています。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定することとしています。

道においてもそれらの対策を踏まえて、道が実施すべき対策が決定されることとなっており、市としても、こうした国や道の基本的考え方を踏まえながら、新型インフルエンザ等対策に取り組むこととします。以下は政府行動計画や道行動計画に即した基本的考え方です。

1) 発生段階に応じた対応

- 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給、予防接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行います。
- 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等について道の要請に応じ適宜協力するほか、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行うこととします。

- 道内で感染が拡大した段階では、国、道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。

2) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

医療対応以外の感染対策については、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、社会全体で取り組むことにより効果が期待されます。そのためには、全ての事業者が、自発的に職場における感染予防に取り組むのはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要となります。また、事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、道、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。また、新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となり、特に治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となります。

3 発生段階

1) 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

市行動計画では、政府行動計画で示されている発生段階を引用しますが、国全体での発生段階の移行については、WHO（世界保健機関）のフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が決定するとされています。

地域での発生段階は、国と協議の上で、道が判断することとされており、市行動計画で定められた対策を国や道が定める発生段階に応じて実施することとなります。

【発生段階とその状態】

国	道・市	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	道内未発生期	国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 道内では、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	道内発生早期	道内で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	道内感染期	道内で感染が拡大し、患者の感染経路を疫学調査で追えなくなった状態 ※ 感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について

国民の生命や健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、特措法第32条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行い、必要な措置を講ずるとされています。

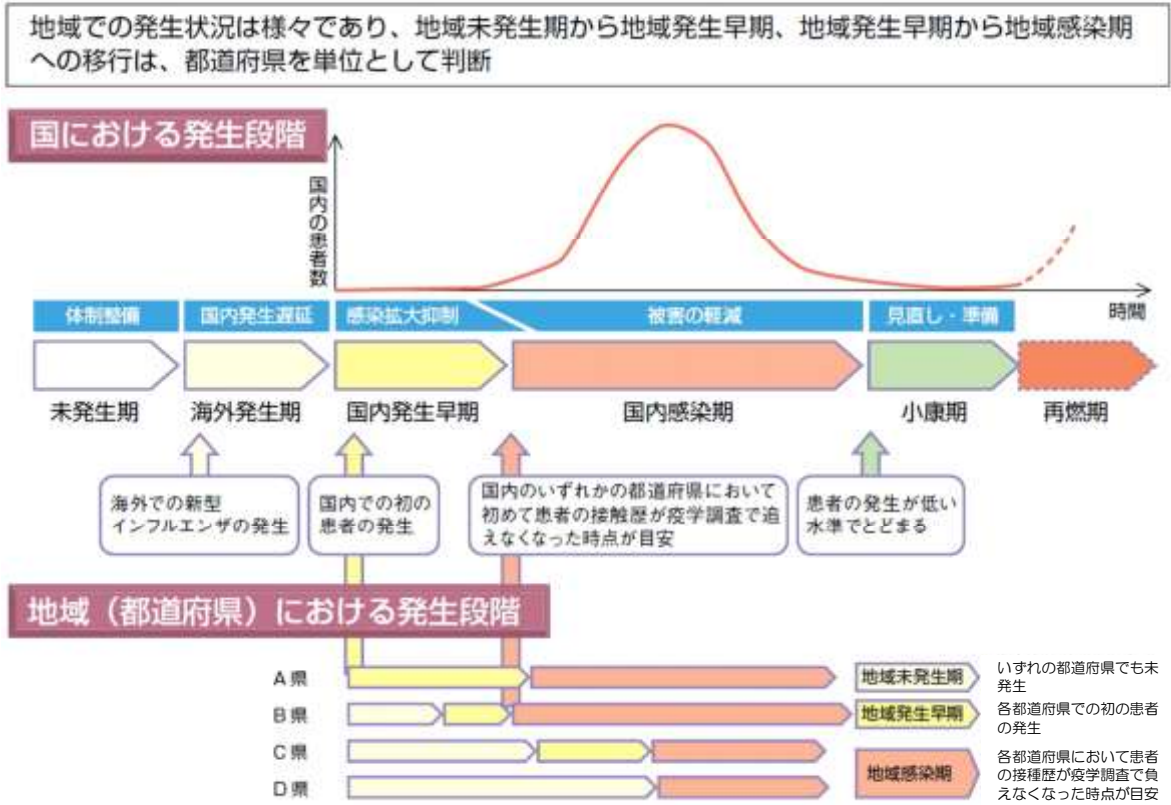
緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公表されます。

なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態措置の期間、区域を超えない範

圏において別途、個別に決定されます。

市は、緊急事態宣言がなされた場合には、特措法第34条に基づき、直ちに砂川市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）を設置し、対策について国や道と十分に協議しながら対応します。

<国及び地域（都道府県）における発生段階>



(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階とWHOにおけるインフルエンザのパンデミックフェーズの対応表

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ		
	区分	概要	説明
未発生期	フェーズ1	主に動物感染であって人の感染はまれ	人感染のリスクが低い（動物間での感染のみ）
	フェーズ2		人感染のリスクはより高い（動物から人への感染）
	フェーズ3		人から人への感染は無いが、極めて限定されている
海外発生期 国内発生早期 国内感染期	フェーズ4	人から人への感染が確認されている	小規模な人から人への感染が発生している
	フェーズ5	広範囲の人から人への感染（パンデミック）	WHO加盟国の少なくとも2か国で人から人への感染が発生している
	フェーズ6		世界的大流行が発生し、急速に感染が拡大する状態
小康期	ポストパンデミック期		

4 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生したときに、特措法その他の法令、政府行動計画、道行動計画、市行動計画に基づき、国、道と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する必要があります。

3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

また、未発生の段階から、特措法に基づく緊急事態宣言がなされる場合に備え、道との意見交換を行い、必要事項については調整を行います。

4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表することとします。

5 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

新型インフルエンザ発生時の流行規模は、発生した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるため、現時点でそれを完全に予測することは難しい状況にあります。政府行動計画や道行動計画では、有効な対策を考える上で、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に患者数等の流行規模に関する数値を示しており、これを市の人口比で算出すると、被害想定は次表のように推計されます。

【新型インフルエンザ患者数の推計】

区分	病原性	砂川市	北海道	全国
人口※		18,444人	5,506,419人	約128,057,000人
患者数(25%)		約4,600人	約1,380,000人	約32,000,000人
医療機関受診患者数		約1,870人～ 約3,600人	約559,000人～ 約1,075,000人	約13,000,000人～ 約25,000,000人
入院患者数	中等度	約76人	約23,000人	約530,000人
	重度	約288人	約86,000人	約2,000,000人
1日当たりの最大入院患者数	中等度	約15人	約4,300人	約101,000人
	重度	約57人	約17,000人	約399,000人
死亡者数	中等度	約24人	約7,000人	約170,000人
	重度	約92人	約28,000人	約640,000人

(※全国・北海道は平成22年国勢調査、砂川市は平成25年12月31日現在)

《想定》

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患
- 過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致死率0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）、重度を致死率2.0%（スペインインフルエンザのデータ）と想定
- 入院患者数、死亡者数、1日当たりの最大入院患者数は、医療機関受診患者数の推計の上限値を基として推計
- 1日当たりの最大入院患者数は、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布を試算した結果

なお、推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。

また、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要となります。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、政府行動計画において、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うとされています。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があります、併せて特措法の対象とされたところです。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要があります。

2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

- 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患します。
- 罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

6 対策推進のための役割分担

対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととします。

1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【道の役割】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施します。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとします。

4) 指定（地方）公共機関の役割

特措法第2条に規定する指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

7 市行動計画の主要7項目

市行動計画では、特措法や政府行動計画に基づき、「1）実施体制」、「2）サーベイランス・情報収集」、「3）情報提供・共有」、「4）予防・まん延防止」、「5）予防接種」、「6）医療」、「7）市民生活・地域経済の安定の確保」の7項目に分けて対策を進めます。各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとし、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められます。

新型インフルエンザ等が発生する前から、市民部を中心に情報収集に努め、市内での情報共有や事前準備の進捗を確認し、関係部署等の連携を確保しながら、全庁一体となった取り組みを推進します。

新型インフルエンザ等が発生し、国や道が対策本部を設置した場合、必要に応じ「砂川市新型インフルエンザ等対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を開催し、情報の集約・共有・分析を行い市内での発生に備えた準備を進めます。

政府対策本部長が緊急事態宣言を行った場合には、直ちに特措法及び砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき市対策本部を設置し、全庁一体となった対策の推進に努めます。

また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、市行動計画の策定や発生時の対応については、医学・公衆衛生の専門家から意見を適宜適切に聴取することとします。

【砂川市新型インフルエンザ等対策連絡会議】

- ・国や道が対策本部を設置した場合、必要に応じ、市民部長が招集します。

座 長	市民部長
副 座 長	総務部長
構 成 員	経済部長、経済部審議監、建設部長、建設部技監、教育次長、議会事務局、市立病院事務局長、消防長、総務課長、市長公室課長、政策調整課長、市民生活課長、社会福祉課長、介護福祉課長、商工労働観光課長、農政課長、土木課長、学務課長、社会教育課長、市立病院医事課長、市立病院地域連携課長
事 務 局	市民部ふれあいセンター

【砂川市新型インフルエンザ等対策本部】

(1) 組織

- ・対策本部に、次に掲げる職員を置きます。

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長、消防長 市民部長、総務部長、経済部長、経済部審議監、建設部長、建設部技監、教育次長、議会事務局長、市立病院事務局長、総務課長、市長公室課長、政策調整課長、市民生活課長、社会福祉課長、介護福祉課長、商工労働観光課長、農政課長、土木課長、学務課長、社会教育課長、市立病院医事課長、市立病院地域連携課長
事務局	市民部ふれあいセンター

- ・本部長は、対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督します。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理します。
- ・本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事します。
- ・対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市の職員のうちから、市長が任命します。

(2) 対策本部会議

- ・本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集します。
- ・本部長は、特措法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができます。

(3) 各部の主な役割

- ・想定される各部の主な役割は次のとおりですが、発生状況により適宜対応することとします。

部局名	主な役割	担当課
各部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画に基づく行政機能の維持に関すること ・職員の感染・まん延防止に関すること ・各部局における情報収集に関すること ・所管する会議、イベント等の調整に関すること ・所管する公の施設の臨時休館等の調整に関すること ・本部との連絡調整に関すること 	各課共通

部局名	主な役割	担当課
市民部 (部長：市民部長)	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部、連絡会議の設置、運営に関する事 新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関する事 新型インフルエンザ等に係るまん延防止に関する事 サーベイランスに関する事 国、道、他自治体等との連携に関する事 市民への予防接種に関する事 市民からの健康相談、相談窓口の設置に関する事 医療体制に関する事 在宅で療養する患者への支援に関する事 関係施設の使用制限に関する事 	ふれあいセンター
	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉施設の感染状況の把握・まん延防止に関する事 保育園（所）等における感染状況の把握・まん延防止に関する事 高齢者、障がい者など要援護者の支援に関する事 	社会福祉課 介護福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 火葬、埋葬、遺体安置所等に関する事 生活関連物資などに関する情報収集、要請に関する事 	市民生活課
総務部 (部長：総務部長)	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画の策定に関する事 職員の感染状況の把握・まん延防止に関する事 職員の予防接種に関する事 	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> 広報など情報提供、伝達に関する事 食料、生活必需品の確保に関する事 予算に関する事 	市長公室課 政策調整課
経済部 (部長：経済部長)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等との連絡に関する事 	商工労働観光課
	<ul style="list-style-type: none"> 鳥類、豚のインフルエンザに関する事 	農政課
建設部 (部長：建設部長)	<ul style="list-style-type: none"> 中空知広域水道企業団及び西空知広域水道企業団との連絡調整に関する事 	土木課
文教部 (部長：教育長)	<ul style="list-style-type: none"> 教育関係施設等の感染状況の把握・まん延防止に関する事 関係施設の使用制限に関する事 	学務課 社会教育課
医療部 (部長：市立病院事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> 診療継続計画に基づく医療機関としての役割に関する事 予防接種に関する事 	医事課 地域連携課

	主な役割	
砂川地区広域消防組合	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関連した救急に関する事 入院患者の移送に関する事 	※業務継続計画に基づき業務を遂行する
中空知広域水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給に関する事 	
西空知広域水道企業団	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給に関する事 	

2) サーベイランス・情報収集

(1) 考え方

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要です。

市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び道等からの要請に応じ、道内のサーベイランス体制の構築等に適宜協力します。

(2) 海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階

道は、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行うとしており、市は道と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取り組みに適宜協力します。

(3) 道内の患者数が増加した時点

道は、患者の全数把握の意義が低下するとともに、保健所や医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えるとしており、市は道と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取り組みに適宜協力します。

(4) 活用

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用し、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てます。

(5) 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランス

道では、これら動物の間の発生動向を把握するとともに、国がまとめた全国データを入手し、関係部局で情報を共有しながら対策に活用することから、市は道と連携し、これらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取り組みに適宜協力します。

3) 情報提供・共有

(1) 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、市、国、道、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、市、国、道、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須であります。コミュニケーションは双方向性

のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意します。

(2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることから、高齢者や障がい者、外国人、学生など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためホームページや有線放送エフエムなかそらちなどの活用も含めて多様な媒体を用いるほか、関係機関や団体等を通じた周知に加え、特に支援が必要な方には地域団体等の各戸訪問による周知等を行い、それぞれの対象者向けに理解しやすい内容で、できる限り迅速にかつきめ細かく情報提供を行います。

(3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供します。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要です。特に園児、児童、生徒等に対しては、学校等で集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行います。

(4) 発生時における市民等への情報提供・共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこととします。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠です。提供する情報の内容については、個人情報保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

(5) 情報提供

政府行動計画では、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するとしており、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心としたチームを設置し、

コミュニケーション担当者が適時適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整するとしています。市としても、国及び道が行う情報提供に合わせ、市民に対し、適切な情報提供に努めます。

提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要であり、また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、市民からの相談や問い合わせの内容等から、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととします。

4) 予防・まん延防止

(1) 目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策の目的は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すると共に、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにあります。

また、個人対策や地域対策・職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

(2) 主なまん延防止対策

個人における対策については、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置が行なわれるとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施します。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、道が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等を行った場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図ります。

各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意します。また、海外で発生した際には、国において、状況に応じた感染症危険情報の発出や各種水際対策が実施されることから、必要に応じて、国の取り組みに協力することとします。

5) 予防接種

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンは、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造されます。

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

市は、国及び道と連携し、特措法28条に基づく特定接種や特措法46条または予防接種法第6条第3項に基づく住民への予防接種を行います。

(1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

ア 特定接種の対象となり得る者

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、厚生労働大臣の定める基準に該当する者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

イ 基本的な接種順位

- ① 医療関係者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）
- ④ それ以外の事業者

なお、接種に当たっては、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性や、その際の社会状況等が総合的に判断され、国の基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定され、状況に応じた柔軟な対応をとることとされています。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなりますが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1以外の感染症であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなります。

ウ 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる道職員は北海道が、市職員については、市が実施主体として実施することとなります。

実施方法は、原則として集団的接種により接種することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められます。

(2) 住民接種

ア 住民接種の種類

① 臨時の予防接種

緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行います。

② 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定に基づく接種を行うこととなります。

イ 住民接種の対象者の区分

政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本としています。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

ウ 住民接種の接種順位

接種順位については、事前に下記のような基本的な考え方が整理されていますが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなります。

【国の基本的な考え方】

A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

○小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

エ 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなりますが、接種が円滑に行えるよう道や医師会等と連携し接種体制の構築を図ることとします。

(3) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、政府対策本部において、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、決定することとされており、国や道と連携しながら、適切な接種体制の構築に努めます。

【予防接種の概要】

	特定接種	住民接種	
		臨時の予防接種	新臨時接種
根拠条項	特措法第28条 予防接種法第6条第1項 医療の提供、生活及び経済の安定維持に寄与する者に対するプレパンデミックワクチンの接種	特措法第46条 予防接種法第6条第1項 一般住民に対する緊急事態宣言が発令された場合の新型インフルエンザワクチンの接種	予防接種法第6条第3項 一般住民に対する新型インフルエンザワクチンの接種
実施主体	国（登録事業者の業務従事者・国家公務員）、道（道職員）、市町村（市町村職員）	市町村	市町村
対象者	登録事業者の業務従事者、国家公務員、地方公務員	住民（医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者に分類）	住民（同左）
実施時期	政府対策本部において必要と認めるとき（緊急事態宣言前にも実施）	緊急事態宣言が発令されている場合で、政府対策本部において必要と認めるとき	緊急事態宣言が発令されていない場合で、厚生労働大臣の指示があったとき
接種順位	対策実施上の必要性を考慮し、①医療関係者、②公務員、③指定（地方）公共機関等事業者、④その他事業者の優先順位を基本とするが、発生時には基本的対処方針にて決定する。	発生した新型インフルエンザ等の病原性や、住民への健康被害の程度、地域生活・地域経済に及ぼす長期的な影響などを考慮し、接種順位を決定の上、実施。	同左
接種の勧奨	あり	あり	あり
接種の努力義務	あり	あり	なし
自己負担	なし	なし	あり（低所得者を除き実費徴収可）

6) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するうえで不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、市内の社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要とされています。

そのため、道が行う地域の実情に応じた医療体制の整備等について、密接に連携を

図りながらその対策に適宜協力していきます。

また、道、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行います。

7) 市民生活・地域経済の安定の確保

国では、新型インフルエンザの流行規模について、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くものと想定しています。

また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤すると想定しているため、社会経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の国民生活を維持することができなくなるおそれがあるとしています。

この影響を最小限にできるよう市は、国、道、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し十分な事前準備を行います。

特に、高齢者世帯、障がい者世帯等、孤立し生活に支障をきたすおそれのある世帯への生活支援は、平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について準備を進めます。

Ⅲ 各段階における対策

【発生段階ごとの主な対策の概要】

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期 (道内未発生期、道内発生早期)	国内感染期 (道内感染期)	小康期
対策の目的	●発生に備えて体制整備をする	●国内発生に備えた体制整備を進める	●感染拡大をできる限り抑制 ●適切な医療提供 ●感染拡大に備えた体制整備	●医療体制の維持 健康被害を最小限に抑制 ●市民生活への影響を最小限化	●市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	●行動計画の策定 ●業務継続計画の策定 ●連携体制の確認	●必要に応じて、「連絡会議」を設置	★緊急事態宣言発令 ●「市対策本部」を設置し、対策の総合推進		●緊急事態解除宣言がされたときは「市対策本部」を廃止
サーベイランス・情報収集	●新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ●国、道のサーベイランスへの協力	●新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ●国、道のサーベイランスへの協力	●新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ●国、道のサーベイランスへの協力	●新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ●国、道のサーベイランスへの協力	●新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ●国、道のサーベイランスへの協力
情報提供・共有	●情報提供、共有について庁内外の体制整備 ●相談窓口の設置準備	●多様な手段による情報提供 ●相談窓口の設置	●発生状況や今後実施される対策に係る情報の提供 ●相談窓口の充実強化		●第二波発生の可能性などについての情報提供 ●相談窓口の縮小
予防・まん延防止	●マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染症対策の普及啓発	●マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染症対策の勧奨 ●事業所等に対し、職場等での対策準備要請	●マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の基本的な感染症対策の勧奨 ●事業所等に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場等での感染対策を開始するよう要請 ●道が行う患者対策、濃厚接触者対策への協力 ★緊急事態宣言時 ●道が行う不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限要請等への協力 ●市の施設閉鎖、主催行事の中止の検討		●第二波に備えた感染予防対策の勧奨
予防接種	●特定接種の準備 ●住民接種体制の構築	●特定接種の実施 ●住民接種の準備	●特定接種の継続 ●住民接種の開始	●住民接種の継続	●第二波に備えた住民接種の継続
医療	●道への協力（医療体制の整備、医療の確保等）	●道への協力（医療体制の整備、医療機関への情報提供等）	●道への協力（医療体制の整備、医療機関への情報提供等）	●道への協力（医療体制の整備、医療機関への情報提供等） ●在宅療養患者への支援	●道への協力（通常の医療体制への移行等） ●在宅療養患者への支援
市民生活・地域経済の安定確保	●要援護者の状況把握及び生活支援等の検討 ●火葬能力等の把握 ●生活物資及び資材の備蓄等	●要援護者、協力者への情報提供 ●臨時遺体安置所の準備	●要援護者への生活支援 ●遺体の火葬、安置 ★緊急事態宣言時 ●水の安定供給 ●生活関連物資等の価格の安定	●要援護者への生活支援 ●遺体の火葬、安置 ★緊急事態宣言時 ●水の安定供給 ●生活関連物資等の価格の安定 ●遺体の火葬、安置 ●要援護者への生活支援	●要援護者への生活支援 ★緊急事態宣言時 ●緊急事態措置の縮小、中止

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとします。

対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

1 未発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的	1) 発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。
対策の考え方	<p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、道、関係団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。</p>

1) 実施体制

(1) 市行動計画の作成

- ・ 特措法の規定に基づき、政府行動計画及び道行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生時に備えた市行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。

(2) 体制の整備及び関係機関との連携強化

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備え、業務継続計画を作成するなど事前の準備を十分に行うとともに、庁内での情報共有や連携体制の整備を行います。
- ・ 国、道、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交換、連携体制の確認、訓練の実施に努めます。

2) サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等の情報を収集します。

(2) 通常のサーベイランス

- ・ 新型インフルエンザ等未発生時には、国や道等において、季節性インフルエンザ等に係る通常のサーベイランス（患者発生動向調査・ウイルス株の性状・入院及び死亡者の発生状況・学校等における欠席者の状況等）が行われます。こうした国や道等が発信するサーベイランス情報を収集するとともに、国及び道からの要請に応じ適宜協力をします。

3) 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ・ 予防的対策として、市民や関係機関等に対し、発生前から新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策等について、継続的な情報提供を行います。

(2) 情報提供体制の整備

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておき、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制整備に努めます。

(3) 国、道との情報共有体制の整備

- ・ 発生前から国、道、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて訓練を実施します。

(4) 相談窓口等の設置準備

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて設置する相談窓口等の設置準備を進めます。

4) 予防・まん延防止

(1) 個人における感染対策の普及

- ・ 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

(2) 地域対策・職場対策

- ・ 市内の事業者や学校、保育施設、介護・福祉施設等に対し、新型インフルエンザ等発生時に実施される感染防止対策や施設の使用制限、臨時休業等の要請等の対策について周知を図るための準備を行います。

(3) 防疫措置、疫学調査等についての連携強化

- ・国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等に協力します。

5) 予防接種

(1) 特定接種の準備

- ・国が行う登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力します。
- ・国の要請を受け、特定接種の対象となる市職員をあらかじめ決定するとともに、職員に対する特定接種の接種体制を構築します。

(2) 住民接種体制の構築

- ・国及び道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。
- ・国及び道の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町における接種を可能にするよう努めます。
- ・国による技術的な支援（接種体制の具体的なモデル等）の提示を受け、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所・接種時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

6) 医療

(1) 地域医療体制の整備

- ・医療体制の整備については、道において、二次医療圏を単位とし、道立保健所を中心として、郡市医師会、地域薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を活用するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備に努めることとしており、道等と連携し、道の医療体制の整備についての対策に適宜協力をします。

7) 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 要援護者への生活支援

- ・地域感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、道と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくこととします。

(2) 火葬能力等の把握

- ・道との連携により、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行うとともに、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に取り組めます。

(3) 物資及び資材の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄、または施設及び設備の整備に努めます。

2 海外発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザが発生した状態 ・国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。
目的	1) 国内発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。
対策の考え方	<p>1) 対策の判断に役立てるため、国及び道との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。</p> <p>2) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、医療機関、事業者、住民に準備を促します。</p> <p>3) 国内発生をできるだけ遅らせるために国が実施する検疫等に協力するとともに、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び地域経済の安定のための準備を進め、道内発生に備えた体制整備に努めます。</p>

1) 実施体制

- ・海外において新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部や道対策本部が設置された場合は、必要に応じて連絡会議を招集し、情報の集約、共有、分析を行い、警戒態勢を整え、市対策本部の設置に向けた準備を進めます。
- ・国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画に基づいた対策の準備を進めます。
- ・海外において発生した新型インフルエンザ等の病状の程度が、季節性インフルエンザと同等程度以下と国が判断し、感染症法等に基づく各種対策を実施することとした場合は、国の対策に準じ必要な措置を講じます。

2) サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

- ・海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国や道等を通じ、病原体に関する情報や疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）等必要な情報収集に努めます。

(2) サーベイランスの強化等

- ・道においては、通常のサーベイランスを継続するとともに、国の対策に準じ、道内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、患者の臨床像等の特徴

を把握するため、患者の全数把握等サーベイランスの強化が図られます。また、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握が強化されます。道等と連携しこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、道の対策に適宜協力します。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等をできる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。
- ・情報の提供にあたっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めます。

(2) 情報共有

- ・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行的確な状況把握を行います。

(3) 相談窓口等の設置

- ・国からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように市民からの一般的な問合せに対応できる相談窓口等を設置し、国が作成するQ&A等を参考にしながら、適切な情報提供に努めます。

4) 予防・まん延防止

(1) 個人における感染対策の実施

- ・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。

(2) 地域対策・職場対策

- ・市内の事業者や学校、保育施設、介護・福祉施設等に対し、健康管理を徹底するとともに、各施設における感染対策を実施するための準備を行うよう要請します。

5) 予防接種

(1) 特定接種の実施

- ・基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

(2) 住民接種の準備

- ・国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行います。
- ・国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団接種、協力医療機関で

の一斉接種（期間を定め集中的に接種）や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制を構築します。

- ・ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、市民等に対し積極的に情報提供を行います。

6) 医療

- ・国及び道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関への情報提供等、海外発生時の各種対応について協力します。

7) 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ情報提供します。

(2) 遺体の火葬・安置

- ・道との連携により、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

3 国内発生早期（道内未発生期、道内発生早期）

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。 <p>【道内未発生期】 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> <p>【道内発生早期】 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p>
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1) 道内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考 え方	<ol style="list-style-type: none"> 1) 道内での発生状況について注意喚起するとともに、道内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、道等と連携して、医療機関、事業者、住民に対して積極的な情報提供を行います。 2) 道内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活・地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

1) 実施体制

- ・国内において新型インフルエンザが発生した場合には、速やかに連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、市対策本部の設置に向けた準備を進めます。

〔緊急事態宣言がなされた場合の措置〕

- ・緊急事態宣言がなされたときは、直ちに市対策本部を設置し、基本的対処方針や道の対策を踏まえ、市行動計画に基づいた対応を行います。

2) サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

- ・新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国や道等を通じて必要な情報収集に努めます。

(2) サーベイランスの強化等

- ・道においては、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施するとともに、国等から国内の発生状況の情報を収集し、国と連携しながら、必要な対策を実施することとなります。

道等と連携しこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、道の対策に適宜協力します。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・道内外での発生状況や現在の対策、対策の実施主体、道内や市内で発生した場合に必要な対策等について、できる限りリアルタイムで情報提供し注意喚起を行います。
- ・市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。
- ・学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。
- ・要支援者に対する情報提供に関しては、地域包括支援センターや介護保険サービス事業所等の関係機関や町内会・民生委員等と連携して周知を図ります。

(2) 国、道との情報共有

- ・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行的確な状況把握を行います。

(3) 相談窓口等の体制の充実・強化

- ・国からの要請に基づき設置した相談窓口等の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じた Q & A の改訂版の配布を受け相談対応に活用します。

4) 予防・まん延防止

(1) 個人における感染対策の実施

- ・引き続き、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。
- ・道内発生早期となった場合には、道は、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行います。市は、道が行う患者対策や濃厚接触者対策について、要請に応じ適宜協力します。

(2) 地域対策・職場対策

- ・国内での感染拡大防止策として、道は、国と連携しながら業界団体等を経由し、または直接、市民、事業者等に対して次の要請を行います。
 - ① 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。
 - ② 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。

- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策の実施の目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ④ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請します。
- ⑤ 国からの要請に基づき、関係機関と連携しながら、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策が強化されるよう努めます。
- ⑥ 緊急事態宣言がされている場合には、①～⑤の対策に加え、必要に応じ不要不急の外出自粛要請、学校・保育所等に対する施設使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等が行われます。
こうした国や道等の要請に応じて適宜協力するとともに、市内での発生の備えや市の施設の閉鎖等について検討をします。

5) 予防接種

(1) 特定接種の実施

- ・国と連携して、市職員の対象者に対する特定接種を継続します。

(2) 住民接種の実施

- ・国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、ワクチン供給が可能になり次第、市民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に基づく住民接種（新臨時接種）を開始します。
- ・接種の実施に当たっては、国、道及び医師会等と連携して、公的施設の活用や、医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団的接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行います。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

- ・基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づく臨時の予防接種として住民接種を実施します。

6) 医療

- ・国及び道が実施する医療体制の整備、帰国者・接触者相談センターの設置、医療機関への情報提供等、国内発生早期における各種対応について、要請に応じて適宜協力します。

7) 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・要援護者の支援計画に基づき、要援護者対策を実施します。
- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

(2) 遺体の火葬・安置

- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

(1) 水の安定供給

- ・水道事業者である中空知広域水道企業団及び西空知広域水道企業団に対し、水を安定的かつ適切に供給するために消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において必要な措置を講じるよう要請します。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

4 国内感染期（道内感染期）

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・道内で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・国内でも、都道府県によって状況が異なる場合がある。
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1) 医療体制を維持する。 2) 健康被害を最小限に抑える。 3) 市民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。 2) 道と連携して、状況に応じた医療体制や感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について積極的な情報提供を行います。 3) 欠勤者の増大が予測されますが、市民生活・地域経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。 4) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。 5) 状況に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

1) 実施体制

- ・連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、道と連携して、速やかに国の方針に沿った対応を行います。

〔緊急事態宣言がなされている場合の措置〕

- ・緊急事態宣言がなされたときは、速やかに市対策本部を設置し、基本的対処方針を踏まえ、市行動計画に基づいた対応を行います。

2) サーベイランス・情報収集

- ・道は、道内感染期においては、新型インフルエンザ等患者の全数把握や学校等における集団発生の把握の強化については中止とし通常のサーベイランスに戻すこととしています。市は、引き続き、道等と連携して発生状況に関する情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、適宜協力します。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・引き続き、道内外の発生状況や具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともにできる限りリアルタイムで市民に情報提供します。
- ・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた市内の医療体制、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報、社会活動の状況等について適切に情報提供します。
- ・市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映させます。

(2) 情報共有

- ・国や道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と対策の的確な状況把握を行います。

(3) 相談窓口等の体制充実・強化

- ・国からの要請に基づき、相談窓口等の体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じたQ & Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

4) 予防・まん延防止

(1) 個人における感染対策の実施

- ・引き続き、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促します。

(2) 地域対策・職場対策

- ・国や道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知協力、公共交通機関での感染予防対策の周知協力、学校等の臨時休業の実施に関する対策等に適宜協力します。さらに、緊急事態宣言がされている場合に行われる、不要不急の外出自粛要請、学校・保育施設等に対する施設使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等についても適宜協力するとともに、市内での発生の備えや市の施設の閉鎖等について検討をします。

5) 予防接種

(1) 住民接種の実施

- ・緊急事態宣言がなされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

〔緊急事態宣言がなされている場合の措置〕

- ・基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づく臨時の予防接種として住民接種を実施します。

6) 医療

- ・国及び道と連携し、関係機関・団体等の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に実施する在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。
- ・道が行う医療対策の情報を積極的に収集するとともに、国及び道からの要請に応じ、市内の医療体制の確保や医療機関への情報提供等について適宜協力します。

7) 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・要援護者の支援計画に基づき、要援護者対策を実施します。
- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について患者や医療機関等から要請があった場合には国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

(2) 遺体の火葬・安置

- ・引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。

〔緊急事態宣言がなされている場合の措置〕

(1) 水の安定供給

- ・国内発生早期と同様に、水道事業者である中空知広域水道企業団及び西空知広域水道企業団に対し、水を安定的かつ適切に供給するための措置を講じるよう要請します。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ適切な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ・生活関連物資等の価格の高騰若しくは供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び道と連携して、適切な措置を講じます。

(3) 遺体の火葬・安置

- ・国から可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受けた場合には適切に対応します。
- ・国から死亡者が増加し火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受けた場合には適切に対応します。

(4) 要援護者対策

- ・国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受けた場合には適切に対応します。

5 小康期

状態	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。・ 大流行はいったん終息している状況。
目的	1) 市民生活・地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	<ol style="list-style-type: none">1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供します。3) 情報収集の継続により、第二波発生の早期探知に努めます。4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

1) 実施体制

(1) 対応策の変更

- ・ 国及び道が小康期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、国や道の方針に沿った対応を行います。

(2) 対策の評価・見直し

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画、ガイドライン等の見直しを踏まえ、市行動計画の見直しを行います。

(3) 市対策本部の廃止

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がなされたときは、速やかに市対策本部を廃止します。

2) サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

- ・ 国、道、WHO等の関係機関等から新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集します。

(2) サーベイランス

- ・ 道は、通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため国の方針に基づき、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化します。市は、道等と連携して情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、適宜協力します。

3) 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ・国及び道が発信する、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性についての情報を入手し、市民へ情報提供します。

(2) 相談窓口等の体制の縮小

- ・国の要請を受け、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小し、通常の相談体制へ戻します。

4) 予防・まん延防止

- ・第二波発生に備えるため、引き続き、市民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

5) 予防接種

(1) 住民接種の実施

- ・流行の第二波に備え、緊急事態宣言がなされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

- ・必要に応じ、国及び道と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく臨時の予防接種として住民接種を進めます。

6) 医療等

- ・道が行う新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制への移行に、必要に応じて協力します。

7) 市民生活・地域経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ・新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、引き続き国及び道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

[緊急事態宣言がなされている場合の措置]

(1) 緊急事態措置の縮小・中止

- ・国、道、指定（地方）公共機関と連携し、市内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小・中止します。

【参考】 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

道では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行こととされていることから、市では、道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び道等からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。

【国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の道の対策】

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化

- ① 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、北海道感染症危機管理対策本部を開催し、国の対策に準じて人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定します。情報の集約・共有・分析にあたっては、北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部が設置されている場合には、所管部局が連携しながら効率的に行います。
- ② 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、国が行う水際対策に協力するとともに、道民への情報提供に関する措置について検討します。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

道は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集します。

情報収集源

- ・ 国の関係機関（内閣官房、厚生労働省、国立感染症研究所、検疫所等）
- ・ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ・ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ・ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ・ 都府県、市町村

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

道は、道内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握します。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 道は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、国等と連携し、発生状況及び対策について、道民に積極的な情報提供を行います。

(3)-2 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合には、国等から海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報収集を行うとともに、道民に積極的な情報提供を行います。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-1-1 水際対策

- ① 道は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO から情報発信が行われた場合に国が実施する水際対策に協力するとともに、道民への注意喚起を行います。

- ② 道は、検疫所から検疫法に基づく通知等を受けた場合には、必要な調査等を行うなど、道内における感染防止に努めます。

(4)-1-2 疫学調査、感染対策

- ① 道は、必要に応じ、国と連携し、積極的疫学調査を実施します。
- ② 道は、国からの要請に基づき、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施に努めます。
- ③ 道は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、国と連携して、自宅待機を依頼します。

(4)-1-3 家きん等への防疫対策

道は、道内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施します。

- ・国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を行います。（農政部）
- ・殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、道による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の部隊等による支援を要請します。
- ・防疫措置に伴い、防疫実施地域における警戒活動等に協力します。

(5) 医療

(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 道は、国の助言を受けながら、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断が行われ、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療が行われるよう努めます。
- ② 道は、国からの要請に基づき、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施します。また、検査方法について、国から情報提供を受け、道立衛生研究所で実施できるよう努めます。
- ③ 道は、国からの要請に基づき、感染症法の規定により鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講じます。

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHO から情報発信が行われた場合、道は、国からの要請に基づき、以下の措置を講じます。

- ・海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知します。
- ・発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関に周知します。

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾

病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 致死率（致命率 Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

砂川市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年7月発行

発行：砂川市

編集：砂川市市民部ふれあいセンター

〒073-0166 砂川市西6条北6丁目1-1

電話：0125-52-2000 FAX：0125-52-2114